

平成 30 年度 拠粹版

浜松学院大学短期大学部 自己点検・評価報告書

目次

【基準 I 建学の精神と教育の効果】
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]
[テーマ 基準 I -C 内部質保証]
【基準 II 教育課程と学生支援】
[テーマ 基準 II -A 教育課程]
[テーマ 基準 II -B 学生支援]

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」である。ここには、人間として生きる重要な基盤である「誠の精神」をもった人間を育成することが明確に示されている。

建学の精神に関しては、本学の玄関ロビー・学長室・その他学内適所、本学のホームページ、『学生便覧』等に掲載し、建学の精神の共有に努めている。また適時、教育の場面においても建学の精神の学内共有化に努めている。なお、建学の精神は、毎年教授会などで再検討しており、これを継続実施している。

教育の効果については、建学の精神をはじめ、教育理念・教育の目的・学習成果を『学生便覧』に記載し、又、量的データの指標は明確にしており、平成29年度より、S(秀)評価を導入した。さらに、質的データに関する内容も整理し、教職員、学生に周知させている。

また、3つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）もよりよいものに改善させていくために、改定を検討している。

自己点検評価における成果と課題改善意識については、毎年課題改善をし、PDCAサイクルに努めているが、さらに課題改善に対応する実践的な工夫を継続し、PDCAサイクルを一層常態化していきたい。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、教員免許状更新講習を実施した。今年度は306名の受講生が講習を修

了した。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神には「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」と、地域社会に向けて行動する精神が謳われている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学は幼稚教育科単科であるが、その教育目的・目標は本学の建学の精神に基づいて学則に定められており、学則はホームページで掲載され、学内外に表明している。

幼稚教育科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検し、学園の事業報告として理事会、評議員会に報告している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）として定めている。「建学の精神である「誠の精神」に基づき、幼稚教育と保育士養成に関する専門性の修得に加えて、豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成し実施する。」として、幼稚教育科の教育目的・目標にも基づいている。

この学習成果は、子どもフェスティバルと卒論発表会によって公表している。特に子どもフェスティバルについては、例年、近隣の子どもたちを招いて発表している。

学習成果については、学生への授業評価アンケート、卒業判定会議においての結果・分析によって定期的に点検している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者

受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

三つの方針は関連付けて一体的に、さらに運営会議、教授会を経て組織的議論を重ねて策定している。また、この三つの方針を踏まえた教育活動を行い、大学のホームページ、学生便覧、大学案内を通して学内外に公表している。

幼児教育科の三つの方針は、以下のとおりである。

【ディプロマ・ポリシー（卒業の認定・学位授与の方針）】

建学の精神に基づき、保育者としての理論と技術や実践力を身につけ、保育職への責任と誠実さを持ち、協力して仕事が出来る社会性、何事にも挑戦する向上心や人間としての豊かさを持っている人材を輩出する。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

建学の精神である「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」に基づき、広い視野を持ち、子ども理解と保育・幼児教育の理論、障がい児理解と福祉の理論、さらにこれらを基礎にし、幼児を指導・援助できる多様な技術と実践力を身につける学生を育成する。

【アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）】

子どもが好きで、保育者になりたいという熱意を持ち、保育者になるために必要な力を身につける努力ができ、基礎的な学力を持っている学生を求める。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

三つの方針を一体的に策定し、内外に示しているが、地域社会や保育者、受験生に対して効果的に伝え、本学の方針をより理解してもらいたいと考えている。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

平成19（2007）年に自己点検・評価委員会規程がつくられ、以後、2年ごとに委員が選出されている。最初の委員会で、平成20年度『自己点検・評価報告書』を作成し、平成20年10月に大阪健康福祉短期大学と相互評価を行って、平成21年度『相互評価報告書』を公表した。続いて、平成22年度『自己点検・評価報告書』を作成して平成22年10月に第三者評価を受けた。

平成23・24・25・26年度報告書は、ホームページ上で公表した。平成27年度のものは印刷に付して、年度内（平成28年2月）に、聖セシリア女子短期大学と相互評価を行った。平成28年10月には『相互評価報告書』を作成した。また、同時に平成28年度『自己点検・評価報告書』を作成した。さらに、平成29年6月に刊行する、平成29年度『自己点検・評価報告書』によって、第三者評価を受け、財団法人短期大学基準協会による第三者評価機関別評価結果として、適格と認められている。

なお、本年度も『自己点検・評価報告書』を作成して、ホームページ上で公開している。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I -C-2 の現状＞

学修成果の査定としては、学生が地域の子ども、保護者を招き、自分たちの成果を発表する子どもフェスティバル、卒業研究発表会、卒業判定、授業評価アンケートの実施の四つを実施している。

査定の手法については、教育方法部、教務部が中心に定期的に点検している。

教育の向上・充実のため、授業評価アンケート結果に基づき、PDCAサイクルを活用している。

常に事務長が中心となって教育関係法令の変更などを確認し、各部、各グループに指示を出して、法令を遵守する体制としている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

現状、高等学校等との意見交換・聴取を行っていないが、今後、併設校である浜松学院高校と定期的に意見交換・聴取を行い、内部質保証を実施していくことを検討して

いる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりである。

【ディプロマ・ポリシー（卒業の認定・学位授与の方針）】

建学の精神に基づき、保育者としての理論と技術や実践力を身につけ、保育職への責任と誠実さを持ち、協力して仕事が出来る社会性、何事にも挑戦する向上心や人間としての豊かさを持っている人材を輩出する。

成績評価の基準、資格取得の要件については、「保育者としての理論・技術・実践力を修得」することに集約されている。また、卒業の要件については、それに加えて「そのうえで、责任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する。」とし、必修となっているゼミナールの科目においてその卒業要件が検証されている。

以上のこととは、短期大学設置基準に則り、社会的・国際的に通用性がある。また、定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について

て、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

建学の精神である「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」に基づき、広い視野を持ち、子ども理解と保育・幼児教育の理論、障がい児理解と福祉の理論、さらにこれらを基礎にし、幼児を指導・援助できる多様な技術と実践力を身につける学生を育成する。

成績評価は短期大学設置基準に則り判定している。

シラバスには必要な「授業の到達目標」（学習成果）、「授業の概要」（授業内容）、「授業時間数」（授業計画）、「成績評価方法」（成績評価の方法）、「成績評価基準」（基準）、「テキスト」「参考書」「履修にあたっての留意点」「必要な準備学習の具体的な内容及びそれに必要な時間」「課題に対する教員からのフィードバックについて」「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」等を明示している。

教育課程の見直しについては、文部科学省の教職課程の改正や保育士課程の改正に応じて、また教養科目の見直しについては独自に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

カリキュラム・ポリシーの「広い視野を持ち、子ども理解と保育・幼児教育の理論、障がい児理解と福祉の理論、さらにこれらを基礎にし、幼児を指導・援助できる多様な技術と実践力を身につける」に基づき、教養科目を編成している。具体的には基本教育科目（教養科目）として「社会、歴史、哲学、自然に関する科目、コミュニケーションスキル

ルとしての日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語、さらには情報処理と健康・スポーツの科目を配置」している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は学科の目的が「幼児教育・保育の専門家を養成すること」としており、職業に学科の実施体制はそれに特化している。常に測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

【アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）】

子どもが好きで、保育者になりたいという熱意を持ち、保育者になるために必要な力を身につける努力ができ、基礎的な学力を持っている学生を求める。

このような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施する。

本学の入学者の受け入れに関する方針は、学習成果に対応しており、大学案内、選抜要項に入学者受け入れに関する方針も明確にされており、入学者選抜の方法（総合、ス

カラシップ、推薦、一般、社会人等)は、入学者受け入れの方針に対応している。それぞれの選抜の「趣旨」「選抜方法」として入学前の学修成果の把握・評価を明確に示しており、また高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

また、「入学手続および入学時納付金」に授業料、その他入学に必要な経費を明示している。アドミッション・オフィスとしては、入試・広報グループがそれに対応しており、教員組織として入試・広報委員会が協力して適切に対応している。

特に併設校である浜松学院高校の進学担当教員と意見交換をし、入学者受入れの方針について定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各科目の学修成果はシラバスの到達目標で明示されている。学習成果は学生の単位修得状況で確認され、また、測定可能となっている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学修成果の獲得状況については、GPA分布や教員免許状・保育士資格の取得率で測定可能で、ホームページで公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

卒業生の進路先からの評価については、本学は幼児教育科単科であり、就職先はほぼ教育実習先・保育実習先であることから、実習依頼時や実習訪問時に卒業生の評価も伝えられ、それは大学で共有化されている。

大学にて共有化された情報は、大学内で共有化され、学習成果の点検の機会となっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

短期大学設置基準に則り体系的に編成し、学習成果に対応した授業科目を編成しているが、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めていないことである。このことについては、ほとんどの学生が幼稚園教員免許と保育士資格を取得するため多くの単位数を履修するからである。今後、履修できる単位数の上限を定めるように検討する。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学においては、学習成果の獲得状況については、シラバスに示した成績評価基準により、評価しており、また授業評価についても年二回、受けて授業改善に活用している。

本学においては、1年次にはクラス担任、2年次にはゼミ担任制を敷いており、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っており、事務職員も協働して実施している。また、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

また、学内 LAN を整備し、パソコンやスマートフォンの利用を促進している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続者に対しては、入学までに準備の資料を送り、また入学前教育を行うなど授業や学生生活の情報を提供している。また、入学式直後にオリエンテーションを二日間にわたって実施し、学習、学生生活のためのオリエンテーション、学習の方法や科目選択のためのガイダンスを行っている。

学生便覧を発行し、学習支援となるようにしている。

基礎学力が不足するための支援は行っていない。

クラス・ゼミナール制を採用し、教員が学生の学修上の悩みなどの相談にのり、適切

な指導助言を行う体制を確立している。

通信を行う課程は本学には存在しない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は行っていない。

学修成果の獲得状況を示す量的・質的数据に基づく、学習支援方策については、検討中である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行ってい る。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学は、学生生活支援のための教職員の組織として、学生部と事務の組織学務グループが置かれている。

クラブ活動、学園行事として大学と共に催す学園祭、学友会など学生が主体的に参加する活動の支援体制を整えている。学内には大学会館内に学生食堂・売店、自動販売機を整備しているが弁当の持参者が多く、利用は少ないのが現状である。学務グループで下宿の斡旋、浜松学院大学短期大学部奨学金の貸与、学生支援機構の奨学金・高等教育修学支援制度などの手続きを行っている。

学生相談委員会、学務グループにて学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の意見については、授業評価アンケートで聴取しているが、学生生活全般には

至っていないことが課題である。

留学生・社会人は本学には在籍していない。障害者受け入れのため、階段に補助装置の整備や、スロープで校舎に入室できるなどの設備を整えている。

長期履修制度を設け、履修生を受け入れている。

学生は二年間で教育実習・保育実習に追われているため、学生の社会的活動は推進していないが、自主実習という形で幼稚園・保育所などで地域貢献活動・ボランティア活動を行っている。

[区分 基準 II-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準 II-B-4 の現状>

本学では、建学の精神と教育理念に基づいたディプロマポリシーに即して、職業教育を実施している。学生のほぼ全てが保育士または幼稚園教諭を将来の職業として目指していることから、それに即した職業教育を1年次より2年次の卒業間際まで行っている。

具体的には、教員組織の就職委員会と事務組織のキャリア支援グループの就職担当が協力して部会を開催し、学生の就職指導の計画立案や実施状況の確認を行っている。

また、本学の就職指導は次のような特徴がある。教員はゼミ学生を中心に、就職活動についての助言等を行っている。しかし教員の指導格差による学生の就職活動に差異が起らないように、就職活動全般についての個々の学生の相談や助言は、事務の就職担当が中心になって行っている。

<テーマ 基準 II-B 学生支援の課題>

学生の相談内容の多様化が進んでいる現状をふまえて、教員間、また教務、就職、相談室といった部署との連携をとるようにしているが、個人情報への配慮をしながらも、さらにきめ細やかな対応が必要になると思われる。